

広島県告示第九百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定によつて、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成十九年九月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
高美が丘歯科医院	東広島市高屋高美が丘五丁目一一九	平成一九年八月一日
重症心身障害児施設 原	廿日市市原九二六一一	平成一九年四月一日